

平成30年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成30年3月19日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	河村 光春君		

平成30年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第4号]

平成30年3月19日(月)

午前10時00分 開議

会 期 平成30年3月6日～3月19日(14日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	議会運営委員会委員長報告	—
3	議案第26号	平成30年度奥多摩町一般会計予算	原案可決
4	議案第27号	平成30年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算	原案可決
5	議案第28号	平成30年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算	原案可決
6	議案第29号	平成30年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算	原案可決
7	議案第30号	平成30年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
8	議案第31号	平成30年度奥多摩町介護保険特別会計予算	原案可決
9	議案第32号	平成30年度奥多摩町下水道事業特別会計予算	原案可決
10	議案第33号	平成30年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算	原案可決
11	議案第34号	奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについて	原案同意
12	議員提出議案 第1号	奥多摩町議会会議規則の一部を改正する規則	原案可決
13	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
14	—	議員派遣について	決定
15	—	町長あいさつ	—

(午前10時59分 閉会)

午前 10 時 00 分 開議

○議長（師岡 伸公君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより日程第 2 議会運営委員会委員長報告を行います。

本件については、本日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の追加議案について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、須崎眞議員よりご報告願います。須崎議員。

〔議会運営委員長 須崎 眞君 登壇〕

○議会運営委員長（須崎 眞君） おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

平成 30 年第 1 回奥多摩町議会定例会の追加案件について、本日 3 月 19 日、午前 9 時から議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告いたします。

本日、追加議案として町長提出議案 1 件、議員提出議案 1 件の 2 件を上程することに決定しました。この議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をごらんください。

議案第 34 号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについては、単独上程の上、無記名投票による採決と決定しております。

次の議員提出議案第 1 号 奥多摩町議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、単独上程の上、即決と決定しております。

以上が議案の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本日の議会運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。追加議案の取り扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、追加議案の取り扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおりとすることに決定しました。

次に、日程第 3 議案第 26 号 平成 30 年度奥多摩町一般会計予算、日程第 4 議案第

27号 平成30年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、日程第5 議案第28号 平成30年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、日程第6 議案第29号 平成30年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、日程第7 議案第30号 平成30年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、日程第8 議案第31号 平成30年度奥多摩町介護保険特別会計予算、日程第9 議案第32号 平成30年度奥多摩町下水道事業特別会計予算、日程第10 議案第33号 平成30年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上8件を一括して議題とします。

本件については、去る3月7日、予算特別委員会に審査が付託され、3月15日に審査が終了しております。本日お手元にその結果が報告されております。

審査の経過及び結果について予算特別委員会委員長、宮野亨議員から報告願います。宮野亨議員。

〔7番 宮野 亨君 登壇〕

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野でございます。

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

当委員会は、去る3月7日に審査を付託された議案第26号 平成30年度奥多摩町一般会計予算、議案第27号 平成30年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、議案第28号 平成30年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、議案第29号 平成30年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、議案第30号 平成30年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、議案第31号 平成30年度奥多摩町介護保険特別会計予算、議案第32号 平成30年度奥多摩町下水道事業特別会計予算、議案第33号 平成30年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上8件の議案について、3月13日と15日の2日間で審査を行いました。

2日間とも全委員が出席し、議長もオブザーバーとして出席されておりましたので、審査経過については省略し、結果のみ報告させていただきます。

議案第26号から議案第33号までの全8会計の予算については、3月15日にそれぞれ採決を行った結果、いずれも委員多数の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算特別委員会の議案審査報告を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま上程の議案第26号から議案第33号までの各会計予算についての質疑はこの際省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号から議案第 33 号までの質疑は省略することに決定しました。

次に、ただいま上程の議案第 26 号から議案第 33 号までについて討論を行います。

なお、議案第 29 号 平成 30 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、議案第 30 号 平成 30 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 31 号 平成 30 年度奥多摩町介護保険特別会計予算の 3 議案については申し出がありますので、討論を行い、その他の議案第 26 号から議案第 28 号及び議案第 32 号、議案第 33 号の 5 議案については討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

日程第 3 議案第 26 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 26 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4 議案第 27 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 27 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5 議案第 28 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 28 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号について討論の申し出がありましたので、これより討論を行います。

初めに、議案第 29 号について反対の議員の討論を行います。2 番、大澤由香里議員。

○2 番(大澤由香里君) 2 番、大澤です。

私は、議案第 29 号 平成 30 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算について、可決に反対の立場から討論を行います。

本会計予算は、来年度から始まる国保の都道府県化に即したものとなっており、その値上げ幅は昨年引き続き 5%の値上げとなっています。以下反対の理由を述べます。

本町の国保加入世帯は、29年1月時点では1,031世帯で、そのうち所得が200万円以下の世帯は975世帯で8割以上を占めています。当然、国保加入者の平均所得は低く、130万円を下回っています。低所得者には減額措置を実施していると言いますが、53%の軽減世帯のうち5割軽減の給与所得者、64歳以下、4人世帯138万円でも21万5,400円から8,900円増の22万4,300円、実に約2カ月の所得分です。軽減措置のない250万円では34万100円から1万4,400円の増の35万4,500円、400万円では46万3,900円から2万400円増えて48万4,300円へとすべての世帯で値上がりします。今でも所得の1割強を超える税の負担は町民に重くのしかかっており、さらなる値上げは深刻な状況を生み出しかねません。

現在の国民健康保険制度は、1961年、昭和36年に皆医療保険、つまり国民全員が何らかの医療保険に加入することを義務化するため、ほかの医療保険に入れない人たちが加入する医療保険制度として再編されました。国民健康保険の加入者は、自営業、無職、年金生活者、非正規雇用など所得が低い世帯が多いことが特徴です。保険料だけで運営することは不可能であったため、多くを国庫負担で賄うことを条件とした制度設計でスタートしたという歴史があります。もともと国保収入の70%あった国庫負担が1984年を境に低下し、現在は23%程度しかありません。減らされた国庫負担の穴埋めのために、運営主体の市区町村が一般会計法定外繰り入れをするのは当たり前のことで、高過ぎる保険税を抑えるため、市区町村はこれまで独自に一般会計からの繰り入れを行ってきました。来年度から始まる広域化は、国保の構造問題を解決するためと言われてきました。

しかし、都の方針では、区市町村が保険料軽減等のために行ってきた法定外繰り入れを赤字と決めつけ、計画的に解消することを求めています。さらに差し押さえ件数や収納実績に応じて報奨金を交付する仕組みで、収納対策を競わせ、すぐれた区市町村は表彰するとまで言います。まさに独自の繰り入れで保険税を軽減している自治体に対し、軽減解消、保険税アップの圧力を加えるものです。負担を国保加入者にばかり押しつけるやり方は間違っています。

命や暮らしを守るために、国や自治体を初め、社会全体で支えるのが社会保障制度であり、国保制度はその1つです。国や都は、国保制度を被保険者間の相互扶助を基本とした社会保険制度に狭め、負担の公平性などといって値上げを当然視しますが、そうした姿勢は制度をゆがめるものです。住民の支払い能力をはるかに超える保険税が各地で大問題となっています。高過ぎる国保税を完納できない滞納は312万世帯に上り、滞納制裁として保険証を取り上げられた生活困窮者が医者にかかれず、重症化、死亡したり、生計費を差

し押さえられた滞納者が餓死や自殺に追い込まれたりするなどの事件も多発しています。

奥多摩町ではこのような事件が起きないことを信じていますが、このまま国保税が上がれば、払えない町民が増えることが懸念されます。条例案の審議で医療費が上がっているのに、制度維持のためには仕方がない、助け合い精神でというような意見が出ましたが、国保加入者の置かれている実態から背を向けるものであり、それこそ制度そのものを破綻に追い込むものにほかなりません。このままでは収納率が下がり、高齢者や自営業者、失業者など経済基盤の弱い人々が安心して医療を受けられるためにつくられた国保制度そのものが維持できなくなってしまいます。

今こそ国と自治体が責任を持ち、住民の命と健康を守るために、そして制度を維持するためにも国庫負担の大幅増額を行い、安定した国保財政にするために責任を負うべきです。町には最大の支援を国と東京都に求めるとともに、高過ぎる国保税を抜本的に引き下げる努力をしていただきたいと申し上げて、私の反対討論といたします。

○議長（師岡 伸公君） 次に、議案第 29 号について賛成の議員の討論を行います。9 番、原島幸次議員。

○9 番（原島 幸次君） 9 番、原島でございます。

去る 3 月 13 日及び 15 日に開催された予算特別委員会において審議され、可決すべきものと決定した平成 30 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から意見を申し上げさせていただきます。

先日の特別委員会の初日の所管課長からの説明でもわかりますように、国保制度の根本を変える改革が今回行われました。我が国が誇る国民皆保険がより安定的に運営されることとなります。国ではこの制度改革の実施に当たり、国保事業に毎年 3,400 億円の公費を投入し、また、区市町村に加え、都道府県も国保の共同保険者として主に財政運営の責任を負うこととなります。

この国保事業を運営するために、奥多摩町においても東京都が示す納付金を納める必要があります。それを賄うための国保税の改定であるという説明がありました。また、都道府県から区市町村ごとのあるべき保険税率として標準保険税率が示されるという説明もございました。このことは国、都道府県及び区市町村の役割が明確になり、より安定的な国保財政運営が可能となったということと同時に、今後もこれを継続して運営していくためには公費だけではなく、国保の被保険者の皆様にも応分の負担を求めていかなければならないということがこれまで以上に明確に示されたということでもあります。

今回提案された国民健康保険特別会計予算は、制度改革の初年度の予算でもございます。

今後さまざまな努力を重ね、医療費の増加抑制に努め、東京都から示される納付金額を抑えていくとともに、一般会計からの繰り入れについても計画的に削減していく必要がございます。

今後、全国の自治体で、ますます少子化、高齢化が進行することは明白であり、これは一朝一夕で解決できる問題ではありませんが、これ以上高齢者世代の医療費負担を現役世代に押しつけるわけにはまいりません。そのためにも国保の被保険者に限らず医療を受ける方は応分の負担をするという原則に近づいていく必要がございます。その上で、国保の被保険者だけでなく、住民全員からみずからの健康に関心を持ち、積極的に保健事業に参加するという機運を醸成し、その結果として医療費の増加を控え、負担を軽減していくということも必要ではなかろうかと思えます。

私たち議会といたしましても、町の国保事業を安定的に運営するために必要な予算であることをできるだけわかりやすく住民皆様にお知らせする責務があることを改めて自覚しなければなりません。

ただいま申し上げましたように、私は国民の健康を根底から支える国民健康保険制度を今後も継続させるため、その第一歩としての本特別会計予算に賛成いたします。

以上、ありがとうございました。よろしくお願ひします。

○議長（師岡 伸公君） 次に、議案第 29 号について反対の議員の討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 29 号の討論を終結いたします。

これより採決します。日程第 6 議案第 29 号について原案に賛成の議員は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 29 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号について討論の申し出がありましたので、これより討論を行います。

初めに、議案第 30 号について反対の議員の討論を行います。2 番、大澤由香里議員。

○2 番（大澤由香里君） 2 番、大澤です。

議案第 30 号 平成 30 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算について、可決に反対の立場から討論を行います。

2008 年自民・公明政権が社会保障費削減をねらい、構造改革路線の柱の 1 つとして導

入した後期高齢者医療制度は、75歳になった人がそれまで加入していた国民健康保険などから切り離され、後期という別枠の制度に囲い込まれ、死亡するまで負担を押しつけられる世界でも異例の年齢差別の仕組みです。制度の導入時、厚生労働省の担当幹部は、医療費が際限なく上がる痛みを後期高齢者がみずからの痛みで感じてもらうと明言しました。つまり、75歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど保険料にはね返る仕組みです。

2年に一度改定される保険料は、都道府県ごとで運営される後期高齢者医療広域連合で決定されますが、今回2018年度から2019年度の改定は、低所得ほど負担増となっています。

福祉保健課長の説明にもありましたように、均等額は2017年度の4万2,400円から900円上がり4万3,300円へと引き上げられます。所得割は9.07%から0.27ポイント引き下がり8.80%になりますが、1人当たりの平均保険料は9万5,492円から1,635円引き上がり、9万7,127円、1.7%の増となります。平均保険料は引き上がりますが、公的年金の収入額によって引き上がる層と引き下がる層があります。引き上がる層は単身世帯でいえば、公的年金収入額がおおむね168万円から195万円の世帯です。168万円の場合、現行の年額1万400円から1万3,000円へと2,600円増、173万円は3万1,100円から3万4,800円へと3,700円増、195万円は5万1,600円から5万8,600円へと7,000円増になります。一方、年金収入額が217万円の単身者は、年額9万1,900円から9万900円へと1,000円減、240万円は12万1,300円から11万9,800円へと1,500円減になります。夫婦ともに後期高齢者の2人世帯では、夫の年金収入額が168万円の場合2,700円の増、180万円の場合5,100円の増、211万円の場合は9,800円もの増となります。一方、夫の年金収入額が223万円、300万円の場合は、それぞれ2万6,500円、2,200円の減となります。低・中所得層、つまり軽減世帯の負担が重いのが今度の改定の特徴であり、軽減世帯が7割を超える奥多摩町の後期高齢者にとっては、多くの方が負担増となります。高齢者の暮らしが厳しくなる中で、こうした負担増を行うことは絶対に許せません。

本来、国民の健康や命を守るはずの医療保険制度が高齢者を苦しめています。町は国に対し、年齢にかかわらず、すべての国民が安心して医療を受けられるよう抜本的な医療制度の見直しを求めるべきです。高齢者の生活や命を脅かす後期高齢者医療保険制度そのものと負担増となる今回の予算案には反対です。

以上で、議案第30号 平成30年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 次に、議案第30号について賛成の議員の討論を行います。5

番、小峰陽一議員。

○5番（小峰 陽一君） 小峰です。

それでは、平成30年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本特別会計予算につきましては、平成30年3月15日に開催された予算特別委員会第2日目の質疑の中で、所管課長からも説明があったとおり、去る1月31日に開会された東京都後期高齢者医療広域連合の平成30年度第1回定例会議において決定した第6期の新保険料率に基づき積算したものであり、第5期から医療費の伸びや診療報酬改定を見込んで引き上げたものですが、予算特別委員会初日に河村町長からの挨拶にもあったとおり、広域連合を構成する東京都62区市町村から一般財源を投入することで、引き続き平均保険料を9万円台に抑えるものになっております。

町における現状としては、平成29年4月1日現在の被保険者1,313人のうち、9割軽減の方が417人、8.5割軽減の方が287人と被保険者の54%になっております。また、均等割5割軽減、所得割75%から50%軽減の方が125人、均等割2割軽減、所得割50%軽減の方が141人、所得割にかかわらず、均等割も9割軽減となる加入前日まで被用者保険の被扶養者については39人となっており、これらの軽減対象被保険者は1,009人で、被保険者全体の77%となっているとのことであります。

これらのことから今回の保険料の改定に基づく影響は少ないものであると判断し、本特別会計予算に賛成いたします。

○議長（師岡 伸公君） 次に、議案第30号について反対の議員の討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第30号の討論を終結します。

これより採決します。日程第7 議案第30号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第30号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号について討論の申し出がありましたので、これより討論を行います。

初めに、議案第31号について反対の議員の討論を行います。2番、大澤由香里議員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

私は、議案第 31 号 平成 30 年度奥多摩町介護保険特別会計予算について、可決に反対の立場から討論を行います。

家族の介護のために仕事をやめる介護離職が毎年 8 万人から 10 万人、この 10 年間で 105 万人を超え、介護難民と呼ばれる行き場のない高齢の要介護者が数十万人規模に上るなど介護をめぐる問題が高齢者はもちろん、現役世代にとって重大な不安要因となっています。

国の施策で病院を出され、介護施設に入れない高齢者がお泊まりデイサービスなどの脱法施設を利用したり、ホームレス用の宿泊施設を転々とするなど、メディアが介護難民、老人漂流社会と呼ぶ深刻な状況も広がっています。独居老人や老老介護世帯が急増し、高齢者の貧困、孤立が進行する中、65 歳以上の孤立死、孤独死も年間 2 万人に上ると推計され、介護を苦しめた殺人、殺人未遂が年間に約 50 件、1 週間に 1 件のペースで起こる状況も続いています。

こうした事態を受け、安倍政権は、にわかに介護難民ゼロなどと言い出しましたが、この 5 年間、同政権が実際に行ってきたのは公的給付の削減や利用料の引き上げなど、介護を受けにくくする制度改悪の連続でした。2014 年に可決された医療介護総合法により 2015 年 8 月から所得 160 万円以上、単身で年金収入 280 万円以上の人利用料が 1 割負担から 2 割負担へと引き上げられました。さらに地域包括ケア強化法により 2018 年 8 月から年金収入 340 万円以上の人利用料は 3 割負担に引き上げられます。これらの負担増について政府・厚労省は所得に応じた負担と強弁していますが、2 割負担の対象には高所得とは到底言えない人が多数含まれ、介護と医療の両方で自己負担を強いられている人、施設に入所して食費、居住費の負担をしている人などには極めて苛酷な負担増となっています。

2 割負担、3 割負担に該当するかどうかは前年所得によって判定されますが、去年は働いて収入があったが、今は要介護で無収入というケースに対応した救済策もなく、低所得の人が負担増に苦しむケースも発生します。高額介護サービス費についても 2015 年度と 2017 年度、負担上限の引き上げが連続的に行われています。まさに際限のない負担増です。

また、懸念されているのが介護保険利用者の自立支援という名目でのインセンティブ制度の導入です。国は各自治体の自立支援給付効率化の達成度を採点、評価し、成果に応じて予算を加算する仕組みを導入します。全国各地で要介護度引き下げが行われ、介護切りの拡大と過熱化をもたらし、介護難民が続出する可能性が指摘されています。

政府・厚労省は、導入に先駆けて各地の自治体に要支援者や軽度者、要介護1、2の人に対して自立支援を働きかけるモデル事業を実施させてきました。その中で模範例とされた自治体では、介護サービスを申請する人を基本チェックリストだけでサービスの必要はないと門前払いする、自治体が設置する地域ケア会議が給付の門番となり、サービス縮小の方向でケアプランの見直しが迫られる、既に介護サービスを受けている人が卒業の名でサービスを打ち切られるなどの事例が次々と生まれています。そうした強引な介護切りは要支援者サービスの新総合事業への切りかえでさらに加速拡大し、利用者の重度化や家族の困難など、重大な問題を引き起こしています。

奥多摩町がまさかこのような血も涙もないような対応をするとは思いませんが、自治体に介護の切り捨てを競わせるようなこのような制度導入は許せません。

現在の介護保険は、サービスの利用が増えたり、介護職の労働条件を改善すれば直ちに保険料、利用料の負担増にはね返るという根本矛盾を抱えています。厚労省の見通しによれば、給付削減の改悪がこれだけ繰り返されるもとでも、現在、全国平均で月5,500円である65歳以上の介護保険料は2025年には月8,200円にまで引き上がります。制度がスタートした2000年には全国平均2,900円だった保険料は25年で2.8倍にもなる見通しです。保険料利用料の高騰を抑えながら制度の充実や基盤の拡充を図り、本当に持続可能な制度とするには、公費負担の割合を大幅に増やすしかありません。今求められるのは、社会保障費の自然増削減という方針を転換し、国民の生存権と社会保障増進に対する国の責務を定めた憲法25条に基づき、公的制度を抜本的に拡充することです。

2018年度は、国民健康保険税も後期高齢者医療保険料も同時に値上げとなり、本予算案での介護保険料の値上げは町民の暮らしに一層追い打ちをかけるものです。介護保険料の値下げと軽減策の充実に取り組むとともに、国や都の財政負担の引き上げで深刻な介護人材の確保と抜本的な処遇改善を行うこと、介護保険制度そのものの拡充を強く求め、議案第31号 平成30年度奥多摩町介護保険特別会計予算についての反対討論といたします。

○議長（師岡 伸公君） 次に、議案第31号について賛成の議員の討論を行います。4番、清水明議員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

平成30年度奥多摩町介護保険特別会計予算について賛成の討論を行います。

新年度の一般会計をはじめとする各会計予算については、長期総合計画及びその他の計画に基づき、歳入歳出を的確に見積もり、奥多摩町の財政規律を堅持し、編成されたものであります。

平成 30 年度奥多摩町介護保険特別会計においては、法令等に基づき介護保険料と公費を基本的な収入として保険給付に支障を来すことなく年間の収支を見込んでおり、保険料については3年ごとに見直しを行い、平成 30 年度に始まる第7期介護保険事業計画においても急激な負担増にならないよう配慮がされております。

また、人口減少の中でも高齢者の増加はしばらくの間続くことが想定されており、介護保険事業の円滑な運営は重要な課題であります。

本予算に基づいて介護保険事業が実施されることで、高齢者等の福祉の増進、向上が図られるとともに、着実に予算を執行することで今後の介護保険料の急増の抑制も図られることから、十分精査された堅実な予算が編成されたものと考えます。

以上で、本議案についての賛成の立場からの討論を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 次に、議案第 31 号について反対の議員の討論を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 31 号の討論を終結いたします。

これより採決します。日程第 8 議案第 31 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 31 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 32 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 32 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 33 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 33 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 議案第 34 号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 34 号 奥多摩町監査委員の選任の同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会のご同意を求めるものでございます。

住所、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 446 番地。氏名、佐久間勝。生年月日、昭和 31 年 1 月 18 日生まれでございます。

提案の理由でございますが、識見を有する者のうちから選任した監査委員、滝島勇一氏が平成 30 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、その後任として佐久間勝氏を選任しようとするものでございます。

滝島勇一監査委員につきましては、平成 22 年 4 月から監査行政事務に携わっていただき、ご指導、ご助言をいただいておりますが、この 3 月 31 日をもちまして任期満了によりご退任されます。任期 8 年間の長きにわたり監査行政事務に対しまして感謝とお礼を申し上げます。

さて、後任にご提案申し上げます佐久間勝氏の学歴、職歴、経歴等につきましては、お手元の略歴書のとおりでございます。佐久間氏は、人格が高潔であると同時に、長年にわたり東京都職員として勤務され、特に水道局では部長職を務めるなど、地方行政に精通され、非常に幅広い識見をお持ちの方で、当町の財務管理をはじめ、事務事業の経営管理や行政運営について適切にご指導、ご助言をいただく監査委員として適任でございますので、議会のご同意をお願いするものでございます。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 34 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 34 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 34 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決します。

なお、採決は無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(師岡 伸公君) ただいまの出席議員は11名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に、5番、小峰陽一議員、6番、石田芳英議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(師岡 伸公君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

日程第11 議案第34号 佐久間勝君を奥多摩町監査委員に選任することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1番、木村圭議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(師岡 伸公君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。5番、小峰陽一議員、6番、石田芳英議員に立ち会いをお願いいたします。

(事務局開票作業)

○議長(師岡 伸公君) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数11票。有効投票11票。有効投票中、賛成票11票。以上のおり賛成が多数であります。よって、佐久間勝君を奥多摩町監査委員に選任することについては、これを同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（師岡 伸公君） 次に、日程第 12 議員提出議案第 1 号 奥多摩町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

議案を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） 議員提出議案第 1 号 奥多摩町議会会議規則の一部を改正する規則。上記の議案を提出する。平成 30 年 3 月 19 日提出。

提出者、奥多摩町議会議員、須崎眞。賛成者につきましては、提出者以外の全議員でありますので、朗読を割愛させていただきます。奥多摩町議会議長、師岡伸公殿。

理由、請願書等の提出方法の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、規定を整備する必要があるため。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、朗読は終わりました。

お諮りします。本件については、提出者を含む全議員が賛成者でありますので、質疑並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） よって、これより採決します。

日程第 12 議員提出議案第 1 号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第 1 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申し出がありましたので、お手元に配付の継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、本件についてはそれぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第 14 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 124 条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配付の議員派遣

予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について、議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、本件については議長に一任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで本定例会の閉会に当たり、町長より挨拶があります。河村文夫町長。

[町長 河村 文夫君 登壇]

○町長(河村 文夫君) 3月6日に開会されました本定例会の閉会に当たりまして、感謝とお礼のご挨拶をさせていただきたいと思います。

今議会におきましては、年度の最終の締めくくりの予算案8件、また、ただいま特別委員会でご審議をいただきました平成30年度のこれから始まる新しい一般会計をはじめとする8会計予算についてご決定をいただきました。大変ありがとうございました。また、今回の審議の中では、一般質問につきましては10名、13件の議員の皆さんからいろんな角度からご提言、あるいはご指導を賜り、大変感謝を申し上げるところでございます。

今、冒頭でも所信表明でも申し上げましたけれども、私どもの町の一番大きな政策といえますか、第5期長期総合計画に向かいますのは、少子高齢化の問題が一番メインとして、ここ数年にわたって努力をしてきているところでございます。そういう点では、所信表明でも申し上げましたように、平成8年から平成28年まで、年平均150名の人口が減っておりました。そういう中であって、子育て支援の15項目、あるいは若者定住化、いなか暮らし支援住宅、また30年度には新たな住宅政策を含めてやってきた結果、平成29年度では37名の減ということで、従来から大幅に数値が改善されております。

そういう中であって、3年間にわたる若者住宅、あるいはいなか暮らし支援住宅、あるいは空家対策を活用したことをこつこつとやってきた結果ではないかなというふうに私は考えております。

特に、Uターン、Iターンをした世帯については69世帯、189名の増が見込まれました。この人口問題というのは、非常に一朝一夕ではいかななくて、いろんな意味の複合的な政策を兼ね備えながら根気強くやっていくということが重要ではないかなというふうに私は考えております。そういう点では、少しずつではありますけれども、その改善の兆しが

見えてきたという意味でございまして、今後とも若者定住化については継続して実施していく必要性がこれによって高まったのではないかなというふうに考えております。

従来、今現在 65 歳以上の高齢者が 49%でありますけれども、これを改善をして、ある一定の段階でその部分が改善をされ、かつ人口の減少がとまる状態に持っていくまで努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、そういう意味では今後とも財源の確保をどうしていくかというのが大きな問題でございます。そういう点で、市町村総合交付金が近々のうちに内示がされる予定でございます。これについては過日も申し上げましたけれども、前年に比べて少しでも増額をしてもらおうという働きかけを事務的にも、私自身もそういう努力をしておりますので、そういう結果が出ましたらいいなというふうに思っているところでございます。

そういう点で、毎年度末にさせていただいております。そういう部分を従来からは財政の基金、あるいは公共施設を含めた基金からの繰り出しによって賄っておりますので、将来的な行財政運営をするためにも、その数値、あるいは平成 29 年度予算の 3 月末における数値等を精査をして基金に繰り戻しをしていきたいなというふうに思っているところでございます。

そういう点では、議会が最終日でございますので、年度末までに当たりましてそういう作業をさせていただき、新しい年度になりましたら補正予算の第 7 号の専決処分をさせていただきたいなというふうに思っております。

また、現在国会が開かれておりますけれども、毎年のごとでございましてけれども、いろんな税制改正が今審議でこれから始まろうとしております。地方税制度の改正としては、固定資産税の時限立法の問題、あるいは住民に係る税額の軽減負担の問題、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ等含めて、一般的には日切れ法案と言っておりますけれども、3 月 31 日までにこれらの 4 月 1 日から法律を施行するために必要な案件が今審議をしているところでございます。そういう点で、この条項につきましても、議会の皆様方のご理解をいただき、その時点で専決処分をさせていただいて、次の議会に報告をさせていただくということでご理解を賜りたいと思っております。

いずれにいたしましても、決して財政力の豊かな町でございませぬので、今後とも議員の皆さん、住民の皆さんが一丸となって第 5 期長期総合計画の目標であるこの町に住んでよかった、この町に住み続けたい、そういう一つのものに向かって一緒になって進んでいきたいと思っておりますので、今後とも議会の皆様方のご支援とご指導を賜りますようお願いす

ると同時に、長い時間にわたって審議を賜りましたことに対して改めて感謝と御礼を申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって平成 30 年第 1 回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議大変ご苦労さまでした。

午前 10 時 59 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員